

釧路新聞

発行所
釧路新聞社
©釧路新聞社2011
郵便番号 085-8650
釧路市黒金町7の3
TEL 0154-22-1111(総務)

219万円の支出 違法認定

市議会政調費住民訴訟に判決

釧路地裁 4会派に返還命じる

2006年度の釧路市議会政務調査費に違法な支出があったとして住民らが釧路市長を相手取り、市議会6会派に政調費の一部、約1886万円を返還させるよう求めている住民訴訟の判決が7日、釧路地裁(小西洋裁判長)であった。小西洋裁判長は4会派による約219万円分の支出を違法と認定し、返還請求するよう蝦名大也市長に命じた。

市議「旅費規定が問題だ」

訴えなどによると、原告側は市議会6会派が06年度に支出した政務調査費のうち、単なる観光旅行としか考えられない視察の旅費や議員一律に支払われた携帯電話料金、ガソリン代など「市政に関連が薄い」として違法な支出と指摘。08年1月に第1次訴訟として、公明党議員団、旧阿寒クラブ、旧音別会、旧くしろ自民クラブの4会派に計543万円を返還させるよう求めた。これに対し、被告側の市長や各会派は支出の正当性や妥当性を主張していた。判決で小西洋裁判長は、旧阿寒クラブや旧音別会、市民連合議員団、旧くしろ自民クラブに対し、視察旅行で実費を



判決后会見に応じる有田さん(中央) 左は今井弁護士

上回る航空運賃などが支給されてきたことについて「支給の根拠を欠き使途基準に適合しない」と違法性を認め、旧阿寒クラブが支払っていた携帯電話料金なども「社会通念上実額を上回るものではない」と退けた。

「控訴は中身を検討してからだが、それなりの成果はあった」と述べた。

被告側の蝦名市長は「市の主張がおおむね認められた。今後は判決文の内容を精査し決定したい」との談話を発表し、市民連合の議員は「今の段階では何も言えない」、旧くしろ自民クラブの議員も「判決をよく読んでいないので分からない」とコメント。

判決後、原告の一人有田誠さんは「(67)は公金をどう使い、市民に還元するのが大事な」と述べた。

市議会と市民感覚

「ズレ」浮き彫り

【解説】地方自治法に基づき地方議員に支給される政務調査費。その支給額は自治体により異なるが、地方議員はサラリーマンの給与に当たる議員歳費のほかに、政策の調査や研究などの活動に充てられる政調費が支給される。釧路市では、議員一人当たり年700万円以上の歳費に加え2001年4月から年72万円(08年4月からは年48万円)の政調費を支給している。今回の訴訟では、政調費の支出が適正かどうか争われた。

沖繩、白川郷、立山黒部アルペンルート、湯布院、松山。いずれも釧路市議が06年の政調費で訪れた場所だ。原告側は「ほとんどが「お旅行」とし、これらの支出は違法だ」とする一方、被告側の補助参加人として証言に立った現職市議8人は、その正当性を次のように主張した。

「ホスピタリティを感じ、温泉地に宿泊した」「「ハコ物」の失敗例を見るために沖繩を訪問した」「鹿児島に行つて通過するのはのびないから焼酎工場を見学した」。傍聴席は首をかしげたが、裁判所は「市政との関連性を明らかに欠いたものとは言えない」として退けた。

また原告側は「議員は一般市民よりも高い報酬を得ている。報酬ですべてが賄える」と会派が一律で支給していた携帯電話料金やガソリン代は違法と指摘。証人の議員は「価値観の違いだ」と反論した。議会側はすでに申し合わせたように支給をやめているが、裁判所は原告の訴えを認めず、判決で一律支給を承認した。

07年10月の監査請求から約3年5カ月。当時2155万円の政調費が問題とされていたが、今回の判決を含めると合計488万円余りの公金が返還される。裁判所が返還を命じた金額は原告が求めた1割程度だが、市議会と市民感覚の「ズレ」を浮き彫りにした。市議会は議会改革を進め政調費を減額するなどしているが、市民の側も公金の使われ方や市政に関心を持つという責任が求められている。(道永竜命)